

健康保険被扶養者添付書類一覧 配偶者

| 申請時の状況 | | 必ず提出する書類 | 状況により提出する書類 | 補足 |
|-------------------------------|--|---|---|--|
| ①収入なし | 無職無収入 | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） | 所得証明書に収入の記載がある場合は退職したことが証明できるものを提出 任継加入者は健康保険資格喪失証明書 国保加入者は国保保険証のコピー | 申請時に無職無収入であっても所得証明書に収入の記載がある場合は金額の多い少ないに係らず証明書を必ず添付すること |
| | 自営業を廃業して無収入 | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 廃業届 | 国保加入者は国保保険証のコピー | |
| ②収入あり (該当する収入全ての書類が必要) | 給与所得者（パート等含む） | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 直近の給与明細3ヶ月分のコピー | 就業契約内容証明書（申請理由が収入減少の場合など） 給与・賞与支払額予定表（申請理由が収入減少の場合など） 国保加入者は国保保険証のコピー | 申請時期によっては追加で源泉徴収票を求める場合もあり |
| | 自営業、不動産収入、株式配当等の収入、その他の報酬あり 出産、傷病手当金等の給付金受給あり | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 確定申告書の一式（および青色申告決算書、収支内訳書）のコピー 収入の内容、金額がわかる書類（支給決定通知書のコピーなど） | 国保加入者は国保保険証のコピー | 確定申告書一式は税務署の受付印があるもの 電子申請の場合は受付番号の記載があるもの |
| | 年金収入あり (厚生、企業、個人、障害等、全ての年金) | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 年金振込通知書もしくは年金改定通知書、年金証書のコピー | 国保加入者は国保保険証のコピー | 年金受給開始前（通知書が未着）の場合は年金事務所発行の年金見込額照会回答票のコピーを提出 |
| ③退職した (雇用保険について要確認) | 雇用保険を受給する | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 離職票-1および離職票-2のコピー 雇用保険受給資格者証のコピー | | 雇用保険給付の日額が3,612円（60歳以上5,000円） 以上の場合給付期間中は被扶養者から削除する手続きが必要 |
| | 雇用保険の受給は延長する | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 離職票-1および離職票-2のコピー 雇用保険延長通知書のコピー | | |
| | 雇用保険を受給しない (雇用保険加入者) | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 離職票-1および離職票-2の原本 | | 離職票-1および離職票-2の原本は健保捺印後に返却 |
| | 雇用保険の受給資格がない (雇用保険非加入者) | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 給与明細3ヶ月分のコピー 退職証明書 | | 給与明細3ヶ月分で雇用保険非加入の確認が必要 |
| | 雇用保険の受給は終了している | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（続柄あり・個人番号なしのもの） 雇用保険受給資格者証のコピー（支給終了の印があるもの） | | 支給終了の印がないものは受付不可 |
| ④右記に該当する場合は、 ①～③に追加して提出が必要 | 結婚したので申請 | 戸籍謄本または結婚受理証明書 | 他健保加入中の場合は資格喪失証明書 | |
| | 外国籍 | 在留カードのコピー（両面） ※在留期間が一年以上、また一年以上の長期滞在資格が必要 | 結婚前に海外在住の場合、在留国での収入証明等が必要な場合あり (事前に健保へご相談ください) | |
| | 障害者 別居 | 障害者手帳のコピー 送金証明（直近3ヶ月分）※手渡し不可 | | 業務命令での単身赴任による別居の場合は不要 (ただし認定対象者が実家以外に居住している場合は別居とみなし、送金証明が必要) |

※ 状況により、上記書類以外の追加書類を依頼する場合があります。

健康保険被扶養者添付書類一覧 子

| 申請時の状況 | | 必ず提出する書類 | 状況により提出する書類 | 補足 | |
|---------------------|--|--|---|--|---|
| 収入なし | 出生 | なし | 外国籍の場合は世帯全員分の住民票を提出 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 | 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入が多い方の被扶養者とする | |
| | 学生（16歳未満） | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） | 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 | | |
| | 学生（16歳以上） | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 学生証のコピー（有効期限記載あり）もしくは在学証明書 | 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 | | |
| | 16歳以上 無職無収入 | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 被扶養者認定申立書 | 医師の診断書（病気による就労不可の場合） 障害者手帳のコピー（該当者の場合） 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 | | |
| | 扶養異動（配偶者が退職） | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 配偶者の離職票-1および離職票-2のコピー 健康保険資格喪失証明書 | 国保加入者は国保保険証のコピー 16歳以上は学生証のコピー（有効期限記載あり）もしくは在学証明書 | | 配偶者について今後の再就職予定、任意継続加入状況、雇用保険受給予定、傷病手当金または他年金等の収入状況等を確認 |
| | 扶養異動（配偶者と離婚） | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 戸籍謄本 健康保険資格喪失証明書 被扶養者認定申立書（離婚者用） | 国保加入者は国保保険証のコピー 16歳以上は学生証のコピー（有効期限記載あり）もしくは在学証明書 | | |
| 収入あり | 給与所得者（アルバイト等） | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 直近の給与明細3ヶ月分のコピー | 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 就業契約内容証明書（申請理由が「収入減少の時など」） 給与・賞与支払額予定表（申請理由が「収入減少の時など」） 国保加入者は国保保険証のコピー | 申請時期によっては追加で源泉徴収票を求める場合もあり | |
| | 自営業、個人事業主 | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 確定申告書の一式（および青色申告決算書、収支内訳書）のコピー | 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 国保加入者は国保保険証のコピー | 確定申告書一式は税務署の受付印があるもの 電子申請の場合は受付番号の記載があるもの | |
| 退職した | 雇用保険の確認については配偶者用一覧を参照のこと 就業年齢者（16歳以上60歳未満）が退職を機に扶養申請する場合は就労できない状態にあることを証明し、被保険者が主たる生計維持者となっている状況を申告、証明する必要があります。 ※配偶者、学生、および障害者を除く | 被扶養者申請に伴う状況届 世帯全員分の住民票（個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 離職票-1および離職票-2 健康保険資格喪失証明書 被扶養者認定申立書（離職者用） | 雇用保険受給資格証のコピー 雇用保険延長通知書のコピー 配偶者が被扶養者でない場合は、配偶者の所得証明書 国保加入者は国保保険証のコピー | | |
| 右記に該当する場合は追加書類として必要 | 外国籍 | 在留カードのコピー（両面） ※在留期間が一年以上、また一年以上の長期滞在資格が必要 | | | |
| | 障害者 | 障害者手帳のコピー 障害年金受給の場合は年金振込通知書もしくは年金改定通知書のコピー、年金証書のコピー | | | |
| | 養子縁組 | 戸籍謄本 被扶養者認定申立書（養子縁組用） | 資格喪失証明書もしくは国保コピー | | |
| | 出産、傷病手当金等の給付金受給あり | 支給決定通知書のコピー | | | |
| | 別居 | 送金証明（直近3ヶ月分） ※学生の場合は不要 ※手渡し不可 | | 業務命令での単身赴任による別居は不要 （申請対象者が実家以外に居住している場合は送金証明が必要） | |

※ 状況により、上記書類以外の追加書類を依頼する場合があります。

健康保険被扶養者添付書類一覧 その他（配偶者・子以外）

<申請の手順>

(1)まず**被扶養者異動届、被扶養者申請に伴う状況届、被扶養者認定申立書のみ**を健保へ提出⇒健保で確認し個別に返答（この時点で被扶養者に該当しないと判断した場合は書類を返却します）

(2)申請に至った事由、生計維持関係について被扶養者に該当する見込みを健保が認めた場合のみ、他の必要書類を提出

※必要書類を提出いただいても最終的に被扶養者に該当しないと判断する場合がございます

| 申請時の状況 | | 必ず提出する書類 | 状況により提出する書類 | 補足 |
|-------------------------------|--|---|---|--|
| ①収入なし | 無職無収入 | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） | 所得証明書に収入の記載がある場合は退職したことが証明できるものを提出 国保加入者は国保保険証のコピー 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 申請時に無職無収入であっても所得証明書に収入の記載がある場合は金額の多い少ないに係らず証明書を必ず添付すること ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 自営業を廃業した | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 廃業届 | 所得証明書に収入の記載がある場合は退職したことが証明できるものを提出 国保加入者は国保保険証のコピー 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 申請時に無職無収入であっても所得証明書に収入の記載がある場合は金額の多い少ないに係らず証明書を必ず添付すること ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| ②収入あり (該当する収入全ての書類が必要) | 給与所得者（パート等含む） | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 直近の給与明細3ヶ月分のコピー | 就業契約内容証明書（申請理由が収入減少の時など） 給与・賞与支払額予定表（申請理由が収入減少の時など） 国保加入者は国保保険証のコピー 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 申請時期によっては追加で源泉徴収票を求める場合もあり ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 自営業、不動産収入、株式配当等の収入、その他の報酬あり 出産、傷病手当金等の給付金受給あり | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 確定申告書の一式（および青色申告決算書、収支内訳書）のコピー 収入の内容、金額がわかる書類（支給決定通知書のコピーなど） | 国保加入者は国保保険証のコピー 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 年金収入あり (厚生、企業、個人、障害等、全ての年金) | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 年金振込通知書もしくは、年金改定通知書、年金証書のコピー | 国保加入者は国保保険証のコピー 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| ③退職した (雇用保険について要確認) | 雇用保険を受給する | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 離職票-1および離職票-3のコピー 雇用保険受給資格者証のコピー | 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 雇用保険給付の日額が3,612円以上の場合給付期間中は被扶養者から削除する手続きが必要 ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 雇用保険の受給は延長する | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 離職票-1および離職票-3のコピー 雇用保険延長通知書のコピー | 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 雇用保険を受給しない (雇用保険加入者) | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 離職票-1および離職票-3のコピー | 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 離職票-1および離職票-2の原本は健保捺印後に返却 ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 雇用保険の受給資格がない (雇用保険非加入者) | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 直近の給与明細3ヶ月分のコピー 退職証明書 | 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 給与明細3ヶ月分で雇用保険非加入の確認が必要 ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| | 雇用保険の受給は終了している | 世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） 所得証明書（非課税証明書） 雇用保険受給資格者証のコピー（支給終了の印があるもの） | 戸籍謄本 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 支給終了の印がないものは受付不可 ※被保険者が主たる生計維持者であることを証明できることが必要（必要な書類は状況によって異なる） |
| ④右記に該当する場合は、 ①～③に追加して提出が必要 | 外国籍 | 在留カードのコピー（両面） ※在留期間が一年以上、また一年以上の長期滞在資格が必要 | 来日前の居住国での収入証明等が必要な場合あり (事前に健保へご相談ください) | |
| | 障害者 | 障害者手帳のコピー | | |
| | 別居 ※被保険者と同居していることが条件になる場合を除く | 送金証明（直近3ヶ月分） ※手渡し不可 認定対象者の世帯全員分の住民票（統柄あり・個人番号なしのもの） | 認定対象者に成人している同居者がいる場合は同居者の所得証明書 | 業務命令での単身赴任による別居の場合は不要 (ただし認定対象者が実家以外に居住している場合は別居とみなし、送金証明が必要) |

※ 状況により、上記書類以外の追加書類を依頼する場合があります。